平成２７年（フ）第５４号
大阪府高槻市郡家新町20番32号
債務者　西本　利幸
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５５号
大阪府高槻市郡家新町20番32号
債務者　ビューティサロンニシモトこと　西本　英子
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０６号
大阪市淀川区加島１丁目21番35号
債務者　鎌田弥寿子
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５７号
大阪市阿倍野区阪南町４丁目２番28号　グレース阪南201号
債務者　大迫佳奈子（旧姓植村）
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５３号
大阪市港区港晴２丁目４番25号　大阪市立港晴寮
債務者　三輪　育郎
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４７号
大阪市鶴見区今津南２丁目10番７号
債務者　小林　英治
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３４号
大阪府摂津市一津屋１丁目29番１―406号　シームーン
債務者　松永　寿浩
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５６９号
大阪府寝屋川市仁和寺本町６丁目９番１―504号
債務者　平井　　勇
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５７０号
大阪府交野市倉治３丁目23番27号
債務者　吉田　員平
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５号
兵庫県姫路市網干区大江島567番地
債務者　真島　孝明
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２３号
兵庫県姫路市嵐山町25番地４　フェルティ城西403
債務者　辻　　洋三
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第６２号
兵庫県加古川市野口町良野489番地の１　レオネクストポムールⅠ―103号、従前の住所兵庫県加古川市野口町野口878番地
債務者　橘　　智子
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１３号
福岡県久留米市三潴町福光661番地１、前住所福岡県久留米市三潴町福光524番地１　パストラルハイム102号
債務者　松尾　絵梨
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第５５４号
仙台市宮城野区五輪１丁目４番22―413号
債務者　久井田壮一
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２２９号
秋田市旭川新藤田東町６番21号
債務者　藤谷　芳男
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６号
秋田県潟上市昭和大久保字山神85番地　山神南団地55―２
債務者　戸塚　洋行
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７号
秋田市八橋本町６丁目７番３号
債務者　平田　秋子
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部